

茨城県工賃向上計画

（令和 6 年度～令和 8 年度）

令和 8 年 7 月

茨城県

目

次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 趣旨	1
	(2) 第3期新しいばらき障害者プランにおける位置付け	1
	(3) 計画の対象期間	1
	(4) 対象事業所	2
2	本県における工賃の現状	2
3	前期計画（令和3年度～令和5年度）の評価・課題	3
	(1) 主な取組と結果	3
	(2) 評価・課題	7
4	工賃向上のための指針（重点項目）	10
5	今後の取組（重点項目）	10
	(1) 事業所における経営意識の向上	10
	(2) 自主製品の販売推進	11
	(3) 施設外就労の促進	11
	(4) 発注促進等	12
6	令和6年度～令和8年度の目標工賃	13
	(1) 目標工賃	13
	(2) 目標設定の考え方	13
7	工賃向上計画の評価及び工賃向上計画推進のための協議等	14
	(1) 工賃向上計画の評価	14
	(2) 工賃向上計画推進のための協議等	14
8	参考	14

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

就労継続支援B型事業所においては、障害者がその有する能力及び適性に応じ、社会保障給付等を活用しつつ地域で自立した生活を送ることができる収入の確保を目指して、工賃向上のための様々な努力を重ねてきたところです。

県では、平成19年度に「茨城県障害者福祉的就労支援計画（障害者工賃倍増5か年計画）」を策定し、その後、平成24年度、平成27年度、平成30年度、令和3年度にそれぞれ「茨城県工賃向上計画」を策定し、このうち、令和3年度策定の計画では、令和5年度に平均工賃月額を17,140円とすることを目指して工賃向上に取り組んできました。また、令和4年3月に策定した令和7年度までを計画期間とする「第2次茨城県総合計画」においては、平均工賃月額を全国第10位の水準に向上させることを目標としており、引き続き工賃水準の向上を図っていく必要があります。

こうしたなか、国において、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針が令和6年3月に一部改正され、引き続き「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することが示されたことから、本県においても、「工賃向上計画」を策定することとしました。

なお、令和8年3月に令和11年度までを計画期間とする「第3次茨城県総合計画」が策定されたことに併せ、「工賃向上計画」の目標等の見直しを行いました。

今回の県の工賃向上計画では、引き続き、各事業所における工賃向上計画の策定などの主体的な取組を促すとともに、県・市町村においても工賃向上のための取組を求めるなど、官民一体となって工賃の向上を推進することにより、障害者が持てる能力を最大限に発揮し、地域でいきいきと生活し活動できることを目指します。

(2) 第3期新しいばらき障害者プランにおける位置付け

令和6年3月に策定された「第3期新しいばらき障害者プラン」は、障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、一般社会の中で普通の生活を送ることが出来る「ノーマライゼーション」と、あらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念として、工賃向上計画の策定を福祉的就労の促進のための実施計画として、以下のとおり位置付けています。

障害者が働く実感と喜びを持てるよう、また、障害者が地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を引上げることが重要です。

工賃水準の引き上げについては、県及び事業所において別途「工賃向上計画」を策定し、その中で工賃向上の目標値を設定してまいります。

(3) 計画の対象期間

令和6年度～令和8年度

(4) 対象事業所

就労継続支援B型事業所（以下「事業所」といいます。）を対象とし、工賃向上計画を作成することとします。

【表1】事業所数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業所数	386	406	455	460

※工賃実績報告提出事業所数

2 本県における工賃の現状

本県における平均工賃月額はやや増加していますが、全国下位の水準に留まっています。

【表2】平均工賃月額等の推移

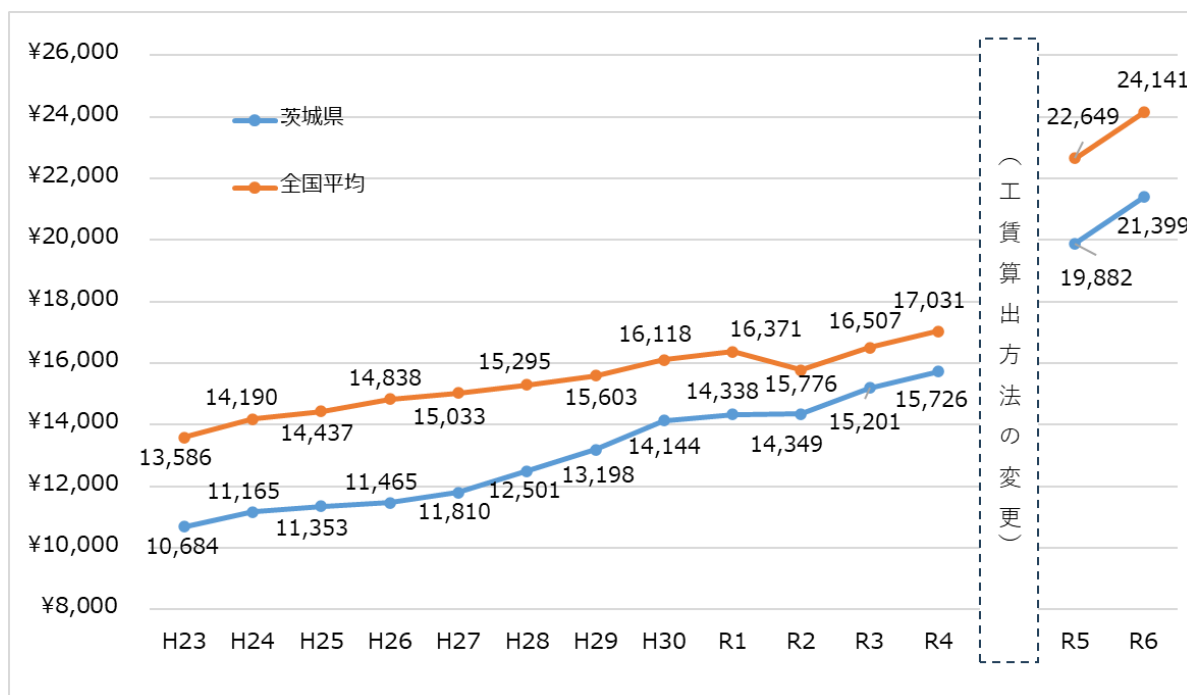
	R3年度 旧計算式	R4年度 旧計算式	R5年度 新計算式	R6年度 新計算式	前年度比較					
					R3-4 増減数	R3-4 増減率	R4-5 増減数	R4-5 増減率	R5-6 増減数	R5-6 増減率
支払総額（千円）	1,102,134	1,241,875	1,407,715	1,616,142	139,741	12.7%	165,840	13.4%	208,427	14.8%
事業所数（所）	386	406	455	460	20	5.2%	49	12.1%	5	1.1%
支払延人数（人月数）	72,503	78,969			6,466	8.9%				
支払延人数（人日数）			1,536,131	1,644,728					108,597	7.1%
1日の平均利用者数			6,156.9	6,455.0					298	4.8%
平均工賃月額（円）	15,201	15,726	19,882	21,399	525	3.5%	4,156	26.4%	1,517	7.6%
全国順位	38位	39位	44位	43位						
全国平均（円）	16,507	17,031	22,649	24,141	524	3.2%	5,618	33.0%	1,492	6.6%

※平均工賃月額の算出方法

（旧計算式）＝工賃支払総額÷支払延人数（月）

（新計算式）＝工賃支払総額÷1日の平均利用者数（支払延人数（日）÷開所日数）
÷12月

【表 3】全国平均工賃との比較



3 前期計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の評価・課題

(1) 主な取組と結果

① 茨城県共同受発注センターの運営

- 複数の事業所が共同で企業等からの請負業務等を行うための連絡調整機関である、「茨城県共同受発注センター」（以下「共同受発注センター」といいます。）に活動強化員（企業等への営業活動を担当）を配置し、受注の機会を確保しました。
- また、工賃向上指導員や農福連携アドバイザーを配置し、工賃向上に係る施設運営上の課題解決に向けた訪問指導や事業所と農業経営体等とのマッチング支援を行いました。
- その結果、共同受発注センターにおける受注金額は、令和 5 年度で 237,595 千円と過去最高を更新するなど、受注金額を大きく伸ばすことができました。
- なお、作業種別の受注金額については、比較的工賃の高い施設外就労（農福連携※を含む。）が増加している一方、依然として内職をはじめとした施設内就労が 6 割を占めている状況にあります。
- また、共同受発注センターに加盟している会員事業所の方が、非会員事業所に比べて平均工賃月額が高く、共同受発注センターの取組が工賃の向上に寄与しています。

【表４】共同受発注センター受注実績等

		R3年度	R4年度	R5年度	R3-4 伸び率	R4-5 伸び率
施設内就労	金額（千円）	116,720	127,357	141,302	9.1%	10.9%
	全体に占める割合	66.0%	60.2%	59.5%		
施設外就労 （農福連携を除く）	金額（千円）	26,674	38,621	46,689	44.8%	20.9%
	全体に占める割合	15.1%	18.3%	19.7%		
施設外就労 （農福連携）	金額（千円）	24,340	36,724	39,767	50.9%	8.3%
	全体に占める割合	13.8%	17.4%	16.7%		
自主製品等の販売	金額（千円）	9,131	8,841	9,837	-3.2%	11.3%
	全体に占める割合	5.2%	4.2%	4.1%		
合計		176,865	211,543	237,595	19.6%	12.3%

※農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

【表５】共同受発注センター会員・非会員事業所による工賃の比較

		R3年度	R4年度	R5年度
会 員	事業所数（割合）	222(57.5%)	208(51.2%)	244(53.6%)
	支払総額（円）	744,702,126	799,187,549	901,626,282
	支払延人数（人月数）	47,061	48,939	55,156
	平均月額工賃（円）	15,824	16,330	16,347
非 会 員	事業所数（割合）	164(42.5%)	198(48.8%)	211(46.4%)
	支払総額（円）	357,432,014	442,687,841	506,088,917
	支払延人数（人月数）	25,442	30,030	33,691
	平均月額工賃（円）	14,049	14,742	15,021

② 農福連携の推進

- ・ 共同受発注センターに農福連携アドバイザーを配置し、事業所と農業経営体等とのマッチング支援などを行いました。
- ・ 農業に不慣れな事業所の不安を解消し、新たに農福連携に取り組む事業所を増やすため、農作業体験会を実施しました。
- ・ 障害者が業務に慣れるまでの試行期間中の工賃の一部を補助することで、農業経営体等をはじめとする発注者側からの積極的な発注につながりました。
- ・ その結果、共同受発注センターにおける農福連携の受注件数・金額を伸ばすことができました。

【表 6】共同受発注センターにおける農福連携の受注件数・金額

	R3年度	R4年度	R5年度	R3～5 伸び率
件数	39	46	50	28.2%
金額（千円）	24,340	36,724	39,767	63.4%

【表 7】初動工賃補助件数

	R3年度	R4年度	R5年度
件数	13	6	9

- ・ 商業施設など集客力のある場所において、事業所が生産した農産物や加工品の販売を行う「ノウフクマルシェ」の開催を通じて、農福連携の PR を行いました（令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止）。

【表 8】「ノウフクマルシェ」開催状況

	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	中止	2	2
参加事業所数		11	6
金額（千円）		326	190

③ 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達

- ・ 官公庁による事業所等からの物品及び役務の優先的な調達を推進するため、毎年度「茨城県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定したほか、庁内各部等の関係者からなる庁内ワーキングチームを開催するなど、県のすべての部局が一体となり、発注の推進に取り組みました。
- ・ その結果、県実績額の伸びはやや鈍化するとともに、市町村実績額は増加したものの、全国順位は引き続き下位に留まっている状況です。

【表 9】県および市町村における優先調達実績

（単位：千円）

	R3年度	R4年度	R5年度	R3-4 伸び率	R4-5 伸び率
県	39,183	39,376	41,638	0.5%	5.7%
全国順位	21	24	20		
市町村	74,143	80,926	116,740	9.1%	44.3%
全国順位	38	38	32		
計	113,326	120,302	158,378	6.2%	31.7%

④ 自主製品販売の支援

- ・ 商業施設など集客力のある場所において、展示即売会「ナイスハートバザール」を開催し、県民の障害者に対する理解と製品等の販売の促進に努めました（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止）。
- ・ セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館）に設置している、福祉の店「ハーネス」の運営へ補助をすることで、障害者の製品等の販売促進を図りました。
- ・ 主に自主製品の製造に必要な備品等の経費を補助し、生産性の向上を図りました。

【表 10】 展示即売会「ナイスハートバザール」での販売額

（単位：千円）

R3年度	R4年度	R5年度	R3-5 伸び率
中止	1,986	2,426	22.2%

【表 11】 福祉の店「ハーネス」での販売額

（単位：千円）

R3年度	R4年度	R5年度	R3-5 伸び率
2,360	2,288	2,036	-13.7%

【表 12】 作業用品等整備補助金受給事業所数

	R3年度	R4年度	R5年度
事業所数	9	13	7

⑤ 事業所のスキルアップ

- ・ 管理者をはじめ、事業所職員の意識を改革するため、工賃向上研修会を実施しました（令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止）。研修の実施により、取組事例を通じた工賃向上のポイントや作業単価に対する意識の向上につながりました。
- ・ 事業内容に適したアドバイザーを派遣し、事業所の製品の品質向上やコストの削減、新たな分野への取組のための技術指導等を行いました。

【表 13】工賃向上研修会開催実績

	R5年度
開催日時	令和 6 年 2 月 22 日（木）県庁内会議室
参加事業所数	115
主な内容	取組事例の説明（4 事業所） 工賃向上に向けた取組（共同受発注センター）

【表 14】アドバイザー派遣受講事業所数

	R3年度	R4年度	R5年度
事業所数	25	21	15

（２）評価・課題

① 目標の達成状況

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの「茨城県工賃向上計画」では、本県の経済状況を踏まえて令和 7 年度に全国第 10 位程度の工賃水準「19,211 円/月、247 円/時」（令和元年度実績水準）を達成することを目指し、その達成に向け各年度の目標工賃を設定しました。
- 上記 3（１）における各種取組を実施した結果、支払総額は増加したものの（表 2）、事業所数や利用者数の増加に対しては不十分であったために、平均工賃月額 は各年度の目標を達成することはできませんでした（表 15）。

【表 15】平均工賃月額・時間額の目標達成状況

（単位：円）

		R3年度	R4年度	R5年度	R3-4差	R4-5差
目標	月額	15,480	16,310	17,140	830	830
	時間額	195	207	219	12	12
実績	月額	15,201	15,726	15,844	525	118
	（目標比）	（▲279）	（▲584）	（▲1,296）		
	時間額	200	206	216	6	10
	（目標比）	（+5）	（▲1）	（▲3）		

② 課題

- ・ 支払総額の増加が不十分であった要因としては、以下の 3 点が考えられます。
 (ア) 企業の経営意識の不足
 (イ) 自主製品販売のノウハウ不足
 (ウ) 収益の低い施設内就労中心の事業所が多い
- ・ 利用者数は今後も増加が見込まれていることから、平均工賃月額の上昇のためにはより一層の支払総額の増加が必要となります。

【表 16】就労継続支援（B 型）利用者見込 ※第 3 期新しいばらき障害者プランより

	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者見込	7,988	8,432	8,958

(ア) 企業の経営意識の不足

- ・ 平均工賃月額の分布をみると大きな変化はなく、「10,000 円～14,999 円」の事業所数割合が最も大きくなっています。
- ・ 5 割以上の事業所で工賃が向上している一方で、県の目標額を達成している事業所は毎年度 3 割程度に留まっています。

【表 17】平均工賃月額の分布

平均工賃月額	事業所数・割合						R3-4 ポイント差	R4-5 ポイント差
	R3年度		R4年度		R5年度 (旧計算式)			
40,000円～	9	2.3%	10	2.5%	11	2.4%	0.2	▲ 0.1
35,000円～39,999円	3	0.8%	6	1.5%	3	0.7%	0.7	▲ 0.8
30,000円～34,999円	10	2.6%	12	3.0%	13	2.9%	0.4	▲ 0.1
25,000円～29,999円	15	3.9%	21	5.2%	20	4.4%	1.3	▲ 0.8
20,000円～24,999円	37	9.6%	40	9.9%	46	10.1%	0.3	0.2
15,000円～19,999円	74	19.2%	73	18.0%	87	19.1%	▲ 1.2	1.1
10,000円～14,999円	149	38.6%	155	38.2%	172	37.8%	▲ 0.4	▲ 0.4
5,000円～9,999円	67	17.4%	64	15.8%	75	16.5%	▲ 1.6	0.7
～4,999円	22	5.7%	25	6.2%	28	6.2%	0.5	0.0
合計	386		406		455			

【表 18】 平均工賃月額推移

	事業所数・割合					
	R2-3		R3-4		R4-5	
50%～	21	6.1%	3	0.8%	19	4.8%
25%以上～50%未満	38	11.0%	10	2.7%	32	8.0%
0%以上～25%未満	159	46.0%	221	59.4%	173	43.4%
▲25%以上～0%未満	114	32.9%	138	37.1%	154	38.6%
▲50%以上～▲25%未満	14	4.0%	0	0.0%	16	4.0%
▲50%～	0	0.0%	0	0.0%	5	1.3%
合計	346		372		399	

※対象年度に実績のない事業所は除く

【表 19】 目標達成事業所数

平均工賃月額	事業所数・割合					
	R3年度 (県目標額15,480円)		R4年度 (同16,310円)		R5年度 (同17,140円)	
目標額以上	129	33.4%	128	31.5%	128	28.1%
目標額未満	257	66.6%	278	68.5%	327	71.9%
合計	386		406		455	

(イ) 自主製品販売のノウハウ不足

- ・ 3割程度の事業所が自主製品販売を主な作業として取り組んでいますが、商品開発や販路確保・拡大に苦慮している事業所があります。
- ・ また、物価高騰等により原材料費が高騰している中で適切な価格設定ができず、収益が減少している事業所があることも予想されます。

(ウ) 収益の低い施設内就労中心の事業所が多い

- ・ 約半数の事業所が作業単価（時間額工賃）が低い傾向にある施設内就労を収益の中心としており、比較的高単価の清掃・除草などの施設外就労や農福連携に取り組む事業所が少ない状況が続いています。
- ・ 発注元に対する作業単価引き上げ交渉も難しい状況にあるほか、作業単価（時間額工賃）の認識が不十分な事業所もあります。

4 工賃向上のための指針（重点項目）

工賃向上のため、次の4項目を重点項目として掲げ、これらを連動させながら取り組んでまいります。

- （１）事業所における経営意識の向上
- （２）自主製品の販売推進
- （３）施設外就労の促進
- （４）発注促進等

5 今後の取組（重点項目）

（１）事業所における経営意識の向上

① 研修会等の開催

工賃向上のためには、施設の経営者・設置者が工賃向上の意義や必要性を十分理解するとともに、工賃向上に関する知識を習得し、率先して取り組むことが重要であることから、施設の経営者等に対する研修会を開催してまいります。

なお、研修会の開催に当たっては、オンライン会議ツールの活用など開催方法を工夫することで、受講機会の拡大を図ります。

また、共同受発注センターに工賃向上指導員を配置し、事業所を直接訪問するなどして、工賃向上を図るための指導・助言を行うなど、事業所の計画的な工賃向上の取組みを支援してまいります。

② 優良事例の紹介

県ホームページなどで各事業所が創意工夫を持って工賃向上に取り組む事例を紹介し、他事業所への拡大を図ってまいります。

また、事業所同士が意見交換など交流できる場を設けることで、事業所間でのスキルや情報等の共有を目指します。

③ 「いばらき高工賃事業所」認証制度の実施

平均工賃月額が全国平均以上の事業所を「いばらき高工賃事業所」として県が認証し公表することで、工賃向上に向けた動機付けを図ってまいります。

④ 「いばらき工賃向上チャレンジアワード」の実施

特色ある優れた取組を実施した事業所を表彰し、事業所の創意工夫を促し、工賃向上を含む就労継続支援サービスの質の向上を図ってまいります。

（２）自主製品の販売推進

① 即売会の開催や福祉の店への補助

県庁舎等を活用した販売会（Pop Up Shop Rubato）を開催し、製品の販路拡大のほか、「売れる商品」づくりのためのテストマーケティングや、接客など利用者の訓練の場として活用いただき、自主製品の製造・販売の推進を図ってまいります。

また、商業施設など集客力のある場所において開催している「ナイスハートバザール」や「ノウフクマルシェ」などの共同即売会についても開催し、県民の障害者に対する理解を促進しつつ、一層の販路拡大に努めてまいります。

さらに、障害者の製作品の販売促進を図るため、セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館）に設置している常設の福祉の店において、製品の販売の一層の促進に努めてまいります。

② アドバイザーの派遣

専門的な知識や技術を有するアドバイザーを事業所に派遣し、新商品の開発や品質・パッケージの改良、新たな販路開拓、作業効率の向上など、技術向上及び経営改善等を支援してまいります。

③ 備品整備等の経費補助

自主製品の生産性の向上や新たな販路開拓などを行うにあたり必要となる備品整備の費用の一部を補助し、事業所への支援の強化を図ってまいります。

（３）施設外就労の促進

施設外就労は比較的高単価であることから、事業所の施設外就労の促進及び、様々な種類の施設外就労の作業が行えるよう、事業所の技術の向上に向けた支援に引き続き努めてまいります。

① 農福連携の促進

農林水産部及び市町村と連携し、農業経営体等及び事業所への農福連携の取組の働きかけを行ってまいります。

あわせて、共同受発注センターの農福連携推進専門員を活用し、農福連携の推進に向けた企画立案や関係機関との連絡調整などを行ってまいります。

また、引き続き「農作業体験会」を実施し、農福連携に不慣れな農業経営体等や事業所の不安を解消することで、農福連携促進に努めてまいります。

② 初動工賃補助事業の活用

事業所の施設外就労を伴う作業の発注者に対し、試行期間中（最大 20 日間）の工賃の一部を補助することで、施設外就労の発注を促進し、工賃向上につなげてまいります。

(4) 発注促進等

① 共同受発注センターの機能強化

共同受発注センターに活動強化員等を配置し、企業等への営業を強化するとともに、事業所の状況を踏まえた新たな受注業務の開拓に積極的に取り組むなど、様々な仕事の開拓と安定的な受注の確保を図ってまいります。

農福連携については、農福連携推進専門員を配置し、新たな受注業務の開拓や農業経営体等と事業所のマッチング支援に取り組んでまいります。

また、共同受発注センターのホームページにおいて、会員事業所や発注者、発注案件等に関する情報をデータベース化し、受発注機能の強化を図ってまいります。

② 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、積極的な調達に取り組んでまいります。

また、事業所等に対する製品の発注が促進されるよう、取扱品目のPRに努めるとともに、県の各機関から事業所等への発注状況についての情報提供を行うなど、マッチングの強化を図ってまいります。

加えて、積極的な優先調達を推進するため、庁内ワーキングチーム会議を開催するなど庁内各所属への周知・啓発に努めてまいります。

なお、市町村や独立行政法人においても同様に積極的な調達が求められていることから、情報提供や支援を行い、県全体での官公需の促進に取り組んでまいります。

③ 発注単価の引き上げに向けた働きかけ

発注単価の引き上げについて、発注者や経済団体等に対して、経済動向等を踏まえた適切な単価で事業所への発注を行うよう働きかけてまいります。

④ 事業所と発注者との交流機会の拡大

商談会や交流会などへ積極的に参加することによって、「顔の見える関係性」を構築し、作業量の確保や高単価での受発注等を図ってまいります。

6 令和6年度～令和8年度の目標工賃

(1) 目標工賃

本計画では、現状の工賃水準を踏まえつつ、本計画の最終年度（令和8年度）までの目標工賃を下記のとおり設定します。

【表 20】目標工賃

単位：円

実績年度 (公表年度)	R5年度 (R6年度)	R6年度 (R7年度)	R7年度 (R8年度)	R8年度 (R9年度)	R9年度 (R10年度)	R10年度 (R11年度)	R5-10 伸び率
目標工賃月額	19,882	21,448	23,013	24,579	26,144	27,710	39.4%
最低賃金的な時間額工賃		152	198	232			

(2) 目標設定の考え方

- ・ 令和11年度（令和10年度実績）までを計画期間とする「第3次茨城県総合計画」において、平均工賃を本県の経済状況等を踏まえて全国第10位の水準（27,710円／月）に向上させることを目標としています。
- ・ 本計画でもその目標額を踏まえ、令和8年度の目標を設定します。
- ・ また、事業所の取組目標として県の「目標工賃月額」を達成するために、各事業所が達成すべき最低時間額を示す「最低賃金的な時間額工賃」を定めます。

注 最低賃金的な時間額工賃：

各年度の新規事業所の増加を踏まえたうえで、目標工賃月額を達成する工賃支払総額を確保するために必要な、最低時間額。

- ① 令和2年度から令和6年度実績までの事業所数伸び率より、各年度の「事業所数」を推計。
- ② 令和5年度実績より、1事業所あたりの数値を算出し、新規事業所の推定値を定める。なお、延べ就労時間は利用者1人当たり1日の平均就労時間「4.24時間」より算定する。
- ③ 令和5年度実績を基準として、①事業所数の推計に合わせて、②新規事業所の推定値を算入し、各年度の実績を推計。
- ④ 時間額が下位の事業所から時間額を引き上げ、目標工賃月額達成のために必要な最低時間額「最低賃金的な時間額工賃」を推計。

7 工賃向上計画の評価及び工賃向上計画推進のための協議等

(1) 工賃向上計画の評価

- ・ 県は、毎年度の工賃実績を把握し、この計画において策定した目標工賃の達成状況について評価・公表を行います。
- ・ 各事業所においても、それぞれが設定した目標工賃の達成状況等について評価・分析を行うよう促してまいります。

(2) 工賃向上計画推進のための協議等

- ・ 県は、前項の評価などを踏まえ、必要に応じて「茨城県障害者施策推進協議会」を活用するなどして、工賃向上計画推進のための協議を行います。
- ・ 市町村においては、それぞれの取組みを実施するとともに、必要に応じて市町村自立支援協議会などを活用して、工賃向上を推進していくものとします。

8 参考

事業所における工賃向上のポイント等については、下記の事例集に多くの事例が掲載されていますので、取組の参考としてください。

1 令和元年度 厚生労働省委託事業

就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係わる調査研究
「就労支援事業所における工賃向上ガイドブックー良い支援、高い工賃の追求ー」
(令和2年3月)

2 令和5年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「就労継続支援事業における生産活動の活性化に関する調査研究」(令和6年3月)